

あなたの医療費をサポートします

市では、こどもの健全育成や身体の不自由な方の経済的負担軽減などを目的として、医療費の助成を行っています。

ここでは、助成する医療費の種類やその内容などについてお知らせします。
該当する方はお忘れなく。

医療費の助成とは・・・

病気やけがなどで医療機関にかかった場合、保険診療分の自己負担を助成します。

医療費の種類は・・・

<こども医療費>

生まれてから小学校3年生(9歳)までのこども

<ひとり親家庭医療費>

ひとり親家庭(父親、母親、もしくは両親のいない家庭など)で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さんを養育している方とそのお子さん

<妊産婦医療費>

妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けた方(交付月の初日から出産した月の翌月末まで)

<重度心身障害者医療費>

○身体障害者手帳が1級・2級の方
○療育手帳がA1・A2またはIQ35以下の方
○身体障害者手帳が3級・4級でIQ50以下の重複障害のある方

<特定疾患者医療費>

佐野市が定めた特定疾患(下記の病名)にかかっている方



- ① 溶血性貧血
- ② 肺線維症
- ③ 特発性心筋症
- ④ 免疫不全症候群
- ⑤ 脳脊髄血管異常
- ⑥ 慢性腎炎(腎機能不全)
- ⑦ メニエール病
- ⑧ 慢性膵炎
- ⑨ 網膜脈絡膜萎縮症
- ⑩ 特発性両側性感音難聴
- ⑪ 特発性非感染症大腿骨頭壊死症
- ⑫ シェーグレン病
- ⑬ 若年性高血圧症
- ⑭ 特発性吸収不良症
- ⑮ 肝内胆汁うっ滞
- ⑯ 特発性門脈圧亢進症
- ⑰ 汎発性血管内血液凝固
- ⑱ ステロイドホルモン産生異常症
- ⑳ ホルモン受容体異常症
- ㉑ スロウウイルス感染

医療費の助成を受けるには・・・

まずは「受給資格者証」の交付を受けてください。交付を受ける際に必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

振込通知書がなくなります

平成19年4月から、助成金の振込日と金額をお知らせしていましたが『医療費支給決定兼振込通知書』がなくなります。

原則として申請された月の翌月末日に振り込まれますので、お手数ですが預金通帳を記帳するなどして助成金額をご確認ください。

平成19年4月1日から医療費助成制度が変わります

自己負担について

ひとり親家庭医療費助成制度・特定疾患医療費助成制度については、平成19年4月1日診療分から薬局を除く医療機関等ごと(複数の診療科を持つ医療機関においては診療科ごと)に月額500円の自己負担をしていただきます。

なお、医療機関の窓口での支払いおよび市への助成の申請方法はこれまでどおりであり、自己負担については、市が助成するときに申請額から差し引きます。

※本人の支払額が500円に満たない場合はその支払額が自己負担となり、医療費の助成は受けられません

こども医療費助成制度、妊産婦医療費助成制度および重度心身障害者医療費助成制度はこれまでどおり自己負担はありません。

また、ひとり親家庭医療費助成対象の小学校3年生までのお子様は、こども医療費助成制度が適用になりますので自己負担はありません。

入院時の食費について

これまで、入院時の食費の自己負担分〔食事療養標準負担額(療養病床に入院する70歳以上の場合は、入院時生活療養費のうち食費の中の調理コスト相当を除いた食材料費相当額)〕を助成していましたが、平成19年4月1日以降の入院分からなくなります。

(こども医療費助成制度は今までと変わりません)

変更後の医療費助成制度の概要は以下のとおりです

(平成19年4月1日診療分から適用)

| 区 分 | 0~2歳 | 3~9歳 | 10歳以上 | 自己負担 | 食事療養費 |
|-----------|-----------|----------------|----------|-----------------|-------|
| こ ども | 現物給付(*1) | 償還払い(*2) | | なし | 対象 |
| ひとり親家庭 | こども医療費を適用 | | 償還払い(*2) | 500円 (薬局を除く) | 対象外 |
| 妊 産 婦 | | | 償還払い(*2) | なし | 対象外 |
| 重度心身障害者 | こども医療費を適用 | こども医療費との併用(*3) | 償還払い(*2) | なし | 対象外 |
| 特 定 疾 患 者 | | | 償還払い(*2) | 500円 (薬局を除く) | 対象外 |

*1 保険診療による診療を受けたとき、医療機関の窓口での支払いがいない方式

*2 医療機関の窓口で医療費を支払い、医療費助成申請書を市に提出し助成を受ける方式

*3 医療費は重度心身障害者医療費で助成、入院時食事療養費はこども医療費で助成

今回の改正は、医療費公費負担制度を皆様とともに支え合い、安定的に持続させていくために必要な見直しですので、趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

◎ 医療保険課医療助成係 ☎ (24) 5111(内線1245・1246)